



Aoba NEWSLETTER

Vol. 77

2020年5月8日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

中国税務事項に係る手続きの更なる簡略化.....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	6
中国増値税税引き証憑認証の確認期限の取消し.....	7
【背景】.....	7
【影響】.....	7
【主要内容】.....	7
【法規リンク】.....	9
身体障害者就業保障金の徴収政策の調整に関する公告.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
【法規リンク】.....	11
外商投資情報報告に関する事項の公告.....	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【主要内容】.....	12
【法規リンク】.....	14
中国公布の外商投資企業実施の条例及び司法解釈.....	15
【背景】.....	15
【影響】.....	15
【主要内容】.....	15
【法規リンク】.....	17

中国税務事項に係る手続きの更なる簡略化

【背景】

国家税務総局が以前に発布した「企業の税務事項手続きに係る時間の圧縮の更なる簡略化に関する通知」によれば、企業の税務事項手続きの更なる簡潔化、具体的には「手続き時間の圧縮」、「事項の削減」、「書類の削減」、「手続きの簡略化」、「操作の削減」の5点が、今回の改革の着眼点となっている。

【影響】

今回打ち出される税に係る一連の利便化措置は、税務事項に関する手続き、手続き時間の圧縮に対して更なる簡素化を図り、より魅力的なビジネス環境を作り上げ、市場主体のコンプライアンスにまつわるコストを下げることにより、納税者の負担を軽減し、企業発展の基礎を強化するものである。

【主要内容】

一、事項の削減

企業創設時の税務事項を規範化する。企業新規創設時、納税者の登記情報の確認、発票種類の査定、増値税一般納税者登記、増値税専用発票の最高発行限度額査定、増値税税金管理システム専用設備の初期発行（税務 Ukey の支給を含む）、発票の受領・使用などの6項目を含む申請手続き事項について、また税務機構の職権による手続き事項の主管税務機関及び課への分類、税種類・費用種類の認定などに係る2項目について規範化する。

上述事項以外に各地方で無断で企業開業事項についてのその他の事項を増やしてはならない。

¹一表集成とは、納税者の税務手続きの負担を軽減するために、申告データの質を向上させるための増値税申告補助システム。

二、記入フォームの削減

企業が「一表集成¹」システムを使用することを推進する。企業の初回の発票の申請・受領の際に必要な関連事項の記入、確認すべき「増値税一般納税者登記表」「納税者受領発票の発票種類の査定表」「税務行政許可申請表」「増値税専用発票最高発行限度額申請表」等を「新納税者の税に係る事項手続きの総合申請表」にまとめ、納税者が記入と確認を一度にできるようにする。

三、資料の削減

報告・送付資料を更に削減する。市場監督部門は納税者の税務担当者の実名情報を収集しており、税務機関は情報共有を通して実名情報を取得することができ、再度の収集が不要となる。税務担当者がすでに実名登録を完了している場合は、営業許可証原本もしくはコピーを提出しなくてもよい。

「容欠式²」手続きを実行する。改良後のプロセスを通して行われる企業の現場での税に係る事項の手続きにおいて、暫定的に企業の印章を提供できない場合、下記の条件に合致すれば、税務機関は「容欠」手続きを以って受理できる。①法廷代表人が手続きを行う際に、すでに実名採集認証及び承諾がされており、後続に補填が可能な場合。②税務担当者による手続きの際に、税務担当者がすでに実名採集認証されており、法定代表人のオンライン実名採集認証、及び税務担当者の税務処理権限が授与されている、もしくは法定代表人の授權委託証が提出される場合。

企業により 30 日以内に印章の補填提供がない場合には、税務機関はその行為を信用記録に記録し、リスク管理及び発票の受領・使用に関して厳格措置を実施する。

四、プロセス削減

現場手続きプロセスを簡略化する。金税三期システム新設の「企業創設手続き(改良版)」機能は、企業の創設時の初回税関連手続きを行うシステム機能、プロセスを統一したもので、税務担当者は 1 つのモジュールで各種関連事項の操作が完了できる。

²「容欠式」とは、ある審査に必要となる資料が規定時間内に提出することができず、その資料が主審要件に係るものではない場合、その申請を先に受理し、審査を進める方法のこと。

オンライン手続き体験の改善。各地電子税務局などのシステムを通して企業創設の税関連事項に関して「ワンセット資料」、「1回提出」、「1回採集」、「1回で手続き完了」を実行する。電子税務局中に設置の操作ガイドにも明記があるように、新規手続き企業に対して相応のガイドサービスを提供する。

五、操作削減

スマート化税関連手続きの模索。IT化運用を模索し、主管税務機関及び課等のすべてのアレンジ、税(費用)認定の実現に助力し、指標となる体系の構築によって、発票発行量の自動審査許可を実現し、納税者、税務幹部の人為操作プロセスを削減する。

後続事項の同時手続き。「財務会計制度及び採算ソフトウェア届出報告」「預金口座口座番号報告」「銀行税務機関三方(委託)納付協議」等後続事項について、企業が各自で電子税務局での手続き、もしくは税務機関での税関連事項の再手続きをする際に使用することができる。

【法規リンク】

「国家税務総局企業創設税関連事項手続き時間の簡略化を更に推進する通知」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5142104/content.html>